

一般社団法人 日本全身咬合学会 利益相反マネジメント細則（案）

（令和2年〇月〇日制定）

一般社団法人日本全身咬合学会（以下、本学会）は、役員、会員および研究発表者の利益相反（conflict of interest：COI）状態を公正に管理するために「研究等の利益相反に関する指針」（以下、「COI 指針」）を策定し、この指針に基づいて「利益相反委員会規則（以下、「COI 委員会規則」）」を制定した。本学会における研究の公正・公平さを維持し、学会発表での透明性、社会的信頼性を保持しつつ産学連携による研究の適正な推進を図ることを目的とする COI 指針ならびに COI 委員会規則の適正かつ円滑な運用のために「利益相反マネジメント細則」を次のとおり定める。

第1条 本学会学術大会等における COI 事項の申告および開示

- (1) 会員、非会員の別を問わず、発表者は本学会が主催する学術大会等で発表・講演を行う場合、筆頭発表者は、配偶者、一親等の親族、生計を共にする者も含めて、今回の演題発表に際して、研究に関連する企業や営利を目的とした団体との経済的な関係において、過去1年間における COI 状態で開示すべき事項がある場合は、抄録登録時に「自己申告による COI 報告書」（様式1）により自己申告しなければならない。
- (2) 筆頭発表者は該当する COI 状態について、発表スライドの最初（または演題・発表者などを紹介するスライドの次）に、あるいはポスターの最後に、「自己申告による COI 報告書」（様式1-A, 1-B）により開示するものとする。
- (3) 発表時に自己申告すべき COI 状態は、「COI 指針」第4条で定められたものとする。各々の開示すべき事項において、自己申告が必要な金額は「COI 指針」第5条に従うものとする。
- (4) 発表演題に関連する「（歯科）医学研究」とは、医療における疾病の予防方法、診断方法および治療方法の改善、疾病原因及び病態の理解ならびに患者の生活の質の向上を目的として実施される基礎的ならびに臨床的研究をいう。

第2条 本学会機関誌などにおける COI 事項の申告および開示

- (1) 本学会の機関誌（日本全身咬合学会雑誌）などで発表（総説、原著論文など）を行う著者全員は、会員、非会員を問わず、発表内容が「COI 指針」第4条に規定された企業・組織や団体と経済的な関係をもっている場合、投稿時から遡って過去2年間以内における COI 状態を「自己申告による COI 報告書」（様式2）を用いて事前に学会事務局へ届け出なければならない。
- (2) 筆頭著者は当該論文にかかる著者全員からの COI 状態に関する申告書を取りまとめて提出し、記載内容について責任を負うことが求められる。「COI 開示」の記載内容は、論文末尾、謝辞または参考文献の前に掲載する。規定された COI 状態がない場合は、「論文発表に関連し、開示すべき COI 関係にある企業などはありません」など

の文言を同部分に記載する。

- (3) 投稿時に自己申告すべき COI 状態は、「COI 指針」第 4 条で定められたものとする。各々の開示すべき事項において、自己申告が必要な金額は「COI 指針」第 5 条に従うものとする。日本全身咬合学会雑誌以外の本学会刊行物での発表もこれに準じる。なお、発表者より届けられた「COI 開示」は論文査読者に開示しない。

第 3 条 役員、委員長、委員などにおける COI 申告書の提出

- (1) 本学会の役員（理事長、副理事長、理事、監事）、常置委員会、臨時委員会の委員長、学術大会長、学会の従業員は、「COI 指針」第 4 条に従って、就任時の前年度 1 年間における COI 状態の有無を所定の様式 3 に従い、新就任時と、就任後は 2 年ごとに、COI 自己申告書を理事会へ提出しなければならない。既に COI 自己申告書を届けている場合には提出の必要はない。
- (2) 「自己申告による COI 報告書」（様式 3）に記載する COI 状態については、「COI 指針」第 4 条で定められたものを自己申告する。各々の開示すべき事項において、自己申告が必要な金額は、「COI 指針」第 5 条で規定された基準額とし、様式 3 に従って項目ごとに金額区分を明記する。様式 3 は就任時の前年度 1 年分を記入し、その算出期間を明示する。ただし、役員などは、在任中に新たな COI 状態が発生した場合は、8 週以内に様式 3 をもって報告する義務を負うものとする。

第 4 条 細則の変更

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改変などから、個々の事例によって一部に変更が必要となることが予想される。理事会は本細則の見直しのための審議を本委員会に諮問し、その答申をもとに変更を決議することができる。この規則の改廃は、本委員会の発議により、会則検討委員会での協議のうえ、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1 施行期日

本細則は、令和 2 年〇 月〇 日より施行する。

2 本細則の改正

本細則は、社会的要因や産学連携に関する法令の改正、整備ならびに医療及び臨床研究をめぐる諸条件の変化に適合させるために、原則として数年ごとに見直しを行うこととする。